

公共調達適正化に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の役員の数 (人)	備考
1	梅田公共職業安定所賃貸借契約変更 梅田公共職業安定所 大阪市北区梅田1-2-2 23.12.1~24.3.31	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 村松 達也 大阪市中央区 大手前4-1-67	H23.12.1	(有)寺本不動産 兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町20-18	別紙6のとおり		4,968,443			
2	大阪学生職業センター、大阪外国人雇用サービスセンター及び大阪キャリアアップハローワーク建物賃貸借契約 阪急グランドビル 大阪市北区角田町8-47 23.12.1~24.3.31	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 村松 達也 大阪市中央区 大手前4-1-67	H23.12.1	阪急電鉄(株) 池田市栄町1-1	別紙7のとおり		34,422,140			
3	業務用諸用紙等の作成	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 村松 達也 大阪市中央区 大手前4-1-67	H23.12.2	東洋紙業高速印刷(株) 大阪市浪速区芦原2-5-56	予定価格が250万円を超えない製造契約であることから、予決令第9条第2号に該当するため		2,019,650			
4	大阪学生職業センターシステム移設作業	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 村松 達也 大阪市中央区 大手前4-1-67	H23.12.12	シャープシステムプロダクト(株) 大阪市阿倍野区長池町22-22	別紙8のとおり		2,400,300			
5	外国人雇用サービスセンターシステム移設作業	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 村松 達也 大阪市中央区 大手前4-1-67	H23.12.12	シャープシステムプロダクト(株) 大阪市阿倍野区長池町22-22	別紙9のとおり		1,644,300			
6	職業訓練システム移設作業	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 村松 達也 大阪市中央区 大手前4-1-67	H23.12.12	シャープシステムプロダクト(株) 大阪市阿倍野区長池町22-22	別紙10のとおり		1,440,600			
7	大阪労働局において使用する公用車の交換購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 村松 達也 大阪市中央区 大手前4-1-67	H23.12.21	大阪ホンダ自動車(株) 大阪市中央区安堂寺町2-5-3	予定価格が160万円を超えない購入契約であることから、予決令第9条第3号に該当するため		1,498,950			
8	パンフレットスタンド等の購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 村松 達也 大阪市中央区 大手前4-1-67	H23.12.27	(有)清水正商店 大阪市西区阿波座2-2-21	予定価格が160万円を超えない購入契約であることから、予決令第9条第3号に該当するため		1,551,690			

契約件名及び数量	梅田公共職業安定所賃貸借契約変更
随意契約によることとした理由	同ビルにある大阪外国人雇用サービスセンターが施設集約化に伴い移転し、新阪急ビルにある梅田公共職業安定所求人部門が16階に移転してくるため、大阪外国人雇用サービスセンター跡地を梅田公共職業安定所として利用することによって、契約変更が生じた。 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪学生職業センター、大阪外国人雇用サービスセンター、大阪キャリアアップハローワーク建物賃貸借契約
随意契約によることとした理由	<p>大阪学生職業センター、大阪外国人雇用サービスセンター、大阪キャリアアップハローワークについては、施設集約化に伴い、移転先を探していた。</p> <p>借受物件の選定に当たっては、可能な限り近隣に所在する物件を候補として、近隣公有建物の管理庁舎等に照会し、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで候補地を検討したところ、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、民間ビルを選定することにした。</p> <p>立地的条件、面積的条件を満たした物件が阪急グランドビルのみであったことから契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪学生職業センターシステム移設作業
随意契約によることとした理由	<p>本契約にかかる移設作業については、システムの解体・再設定作業を含んでいる。設定作業については、サーバーとのネットワークの共有が不可欠である。しかし、システムの構築部分については、契約業者が独自で開発したものであり、仮に、システムの内部を把握していない契約業者以外の者がシステムの内部に入り、現存のデータを削除してしまった場合、データの復元ができなくなる恐れがある等、通常業務に多大な影響を及ぼすことが考えられる。</p> <p>また、移設作業後にシステムが正常に起動するか確認する必要があることから、サーバー内のプログラム内容を把握している開発業者以外が作業を行うことはリスクが高く、非効率である。また、迅速に移設作業をすすめるとともに、万が一不測の事態が発生した場合にも確実に対応しシステム環境を維持するためにも、当該システムの開発業者以外に作業させることは不可能であり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するものである。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	外国人雇用サービスセンターシステム移設作業
随意契約によることとした理由	<p>本契約にかかる移設作業については、システムの解体・再設定作業を含んでいる。設定作業については、サーバーとのネットワークの共有が不可欠である。しかし、システムの構築部分については、契約業者が独自で開発したものであり、仮に、システムの内部を把握していない契約業者以外の者がシステムの内部に入り、現存のデータを削除してしまった場合、データの復元ができなくなる恐れがある等、通常業務に多大な影響を及ぼすことが考えられる。</p> <p>また、移設作業後にシステムが正常に起動するか確認する必要があることから、サーバー内のプログラム内容を把握している開発業者以外が作業を行うことはリスクが高く、非効率である。また、迅速に移設作業をすすめるとともに、万が一不測の事態が発生した場合にも確実に対応しシステム環境を維持するためにも、当該システムの開発業者以外に作業させることは不可能であり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するものである。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	職業訓練システム移設作業
随意契約によることとした理由	<p>本契約にかかる移設作業については、システムの解体・再設定作業を含んでいる。設定作業については、サーバーとのネットワークの共有が不可欠である。しかし、システムの構築部分については、契約業者が独自で開発したものであり、仮に、システムの内部を把握していない契約業者以外の者がシステムの内部に入り、現存のデータを削除してしまった場合、データの復元ができなくなる恐れがある等、通常業務に多大な影響を及ぼすことが考えられる。</p> <p>また、移設作業後にシステムが正常に起動するか確認する必要があることから、サーバー内のプログラム内容を把握している開発業者以外が作業を行うことはリスクが高く、非効率である。また、迅速に移設作業をすすめるとともに、万が一不測の事態が発生した場合にも確実に対応しシステム環境を維持するためにも、当該システムの開発業者以外に作業させることは不可能であり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するものである。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	